

岩手県監査委員告示第3号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第30号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年1月12日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成29年5月23日及び同月24日

(2) 本監査実施日 平成29年6月20日

3 監査結果の公表の日 平成29年8月8日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
不動産取得税の徴収に当たり、著しく遅れて調定しているものが158件、10,545,300円あったので、適正な事務の処理に努められたい。	不動産取得税の課税に当たっては、課税資料を受領した際には、通し番号を付して資料管理をするとともに、定期的に業務進捗状況を確認するなど、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。